明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働五）　一
〔省　令〕
○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八九）　二
〔告　示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委三四）　三
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同三五）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一七〇五～一七一七）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業一四七）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九五六、九五七）　七
○高速自動車国道に関する件（同九五八）　九
○道路に関する件（中部地方整備局六七、六八）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局九四、九五）　一〇
〔国会事項〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　内閣府　宮内庁　復興庁　財務省　環境省　最高裁判所　一〇
〔人事異動〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　内閣府　宮内庁　復興庁　財務省　環境省　最高裁判所　一四
〔皇室事項〕
官庁事項　一五
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一五
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　一五
国家試験　一五
平成三十年公認会計士試験論文式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　一五
〔公　告〕
諸事項　一六
裁判所　一六
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一六
特殊法人等　二九
平成二十九年度衆議院共済組合の決算関係　二九
会社その他　三〇

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第五号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百条第七号及び第百十六条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社内規則等） **第九条の二**　確定拠出年金運営管理機関は、その行う確定拠出年金運営管理業の業務の種類及び方法に応じ、加入者等の保護を図り、及び確定拠出年金運営管理業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。	（新設）
（禁止行為） **第十条**　法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一　法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（次号において「営業職員」という。）（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。）が、運用の方法の選定に係る事務を併せて行うこと。 二　営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること。	（禁止行為） **第十条**　法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。 一　法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（役員、営業所の長その他これに類する者を除く。）が、運用関連業務（令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。）に係る事務を併せて行うこと。 （新設）